平成２２年（フ）第２７４号
福岡県久留米市東合川６丁目４番18―205号
債務者　宮本　咲絵
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第２８０号
福岡県久留米市田主丸町志塚島742番地１、住民票上の住所福岡県三井郡大刀洗町大字本郷1060番地
債務者　立石　充利
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３０９号
福岡県久留米市北野町赤司1967番地１
債務者　光安　崇子
1　決定年月日時　平成22年９月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３２６号
福岡県久留米市日吉町14番地43
債務者　鹿毛川こと　鹿毛　勝尋
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３２９号
福岡県久留米市梅満町1721番地４
債務者　城　　豪
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３０号
福岡県久留米市梅満町1721番地４
債務者　城　　明子
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３１号
福岡県久留米市国分町34番地６　レジデンス国分301号、前住所福岡県久留米市西町315番地
債務者　梅山　恭緩
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３３号
福岡県久留米市江戸屋敷１丁目７番３―321号
債務者　井上留美子（旧姓中園）
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３４号
福岡県久留米市安武町安武本2347番地
債務者　村上　晴夫
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３３５号
福岡県小郡市寺福童496番地11　702号室
債務者　松本　光吉
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３４６号
福岡県三井郡大刀洗町大字高樋2038番地４
債務者　西木　英俊
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第９７号
福岡県田川市大字奈良300番地１
債務者　身浦　悦子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２２年（フ）第４８３号
大分市大字木田1733番地の１
債務者　木村　親行
1　決定年月日時　平成22年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２号
鹿児島県伊佐市大口針持1187番地１
債務者　前田　正悟
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１２６号
鹿児島県姶良郡湧水町川西1057番地５、住民票上の住所鹿児島県姶良郡湧水町川西1501番地10　301号
債務者　堀ノ内和子（旧姓上南）
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３１号
鹿児島県霧島市福山町福山5145番地98
債務者　田向　伸一
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３２号
鹿児島県霧島市福山町福山5145番地98
債務者　田向　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

平成２２年（フ）第１３４号
鹿児島県曽於市財部町下財部1463番地３
債務者　長倉　一郎
1　決定年月日時　平成22年９月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月８日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係